



中央三井アセット信託銀行がセーレン<3569>株式の変更報告書を提出（保有減少）



セーレン<3569>について、中央三井アセット信託銀行が1月10日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「提出者1の株券等保有割合が1%以上変動したこと
提出者1の保有目的が変更したこと」によるもの。

報告書によると、中央三井アセット信託銀行のセーレン株式保有比率は、6.04%と0.93%減少した。

報告義務発生日は、2011年12月30日。